令和８年11月

組合員・利用者　各位

京都やましろ農業協同組合

法人格のない団体の口座開設について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、振り込め詐欺等による貯金の不正な払戻しやマネーロンダリングなどの金融犯罪が社会問題となっており、ＪＡに対しても「犯罪による収益の移転防止に関する法律」などの法令により貯金口座を厳格に管理することが求められています。

また、「農水産業協同組合貯金保険法」による保険事故が発生した場合に貯金者の皆さまが貯金の払戻しを円滑に受けられるよう、ＪＡは保護される貯金額を迅速に確定する必要があります。このため、同法では、ＪＡに対して口座名義や代表者などのデータを平時から整備することを義務付けています。

このような背景から当ＪＡでは、令和８年12月より法人格のない団体の口座開設をされる皆さまに以下の確認をさせていただきます。組合員・利用者の方々にはご不便、お手数をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

記

１．口座開設は最寄りの支店にてお手続きをお願いします

口座開設は、団体の所在地や代表者様の住所地など最寄りの支店にてお手続きください。遠隔の支店をご希望の場合は、ご希望の理由などをお聞かせいただくとともに場合によっては口座の開設をお断りさせていただくことがございます。

２．口座開設に伴う「団体としての要件」と「お持ちいただく書類等」について

＜要件＞

① 団体・組織としての規約や定款などの定めがあること

② 多数決の原則が行われていること

③ 構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続していること

④ 組織において代表の選任方法や総会の運営方法、財産の管理方法が定められていること

⑤ 財産が団体に属するのか構成員に属するのかについて、団体の規約、定款または総会議事録に明記されていること

お持ちいただく書類等（原本をお持ちください）	
①	団体の規約または会則（団体の代表者の証明があるもの）
②	団体の総会議事録・資料等
③	代表者の公的な本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
④	許認可証等（行政機関の許認可・届出・登録が必要な活動の場合）
⑤	設立年月日がわかる書類（団体の規約等に記載がない場合）
⑥	団体の会員名簿（任意団体の場合のみ、会員全員の住所・氏名の記載があるもの
⑦	お取引に使用される団体の印鑑
⑧	その他必要書類など

※ 代表者と口座開設に来店される方が異なる場合は③と併せて来店される方の公的な本人確認書類もお持ちください。

＜留意事項＞

- 口座名義
  規約、会則などに記載の名義とさせていただきます。
- 口座の代表者
  規約、会則などに記載の団体の代表者とさせていただきます。
- 団体の具体的な活動内容やお取引の目的などを確認させていただきます。
  審査のため、お申込みから口座開設までに【期間】程度お時間をいただきます。審査の結果、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。
- 別途、追加で書類の送付等をお願いする場合がございます。

３．複数口座の開設について

既に当ＪＡに口座をお持ちの方は、既存の口座をご利用ください。事情により同じ名義の口座や類似名義の口座を開設する際は、あらためて上記の確認書類が必要となります。その結果、要件を満たさないお客さまについては、新たな口座の開設をお断りする場合がございますのでご了承ください。

４．口座の売買や譲渡は犯罪です

口座の売買や譲渡を目的とした口座開設は犯罪収益移転防止法に違反し、刑事罰の対象となります。なお、口座開設後、貯金規定に違反する場合は、口座のご利用を停止させていただくことや解約させていただくこともございます。

総合的判断により口座開設をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

以　上